

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務) 基礎項目評価書【令和5年3月31日 終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

総社市は、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡山県総社市長

公表日

令和7年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務)
②事務の概要	「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」(令和3年12月21日付け府政経運第423号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)による住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務 【概要】 本給付金の支給対象となり得る者の選定、及び判定を行う事務の実施 【事務内容】 令和3年12月10日時点において、世帯全員が令和3年度の住民税均等割が非課税世帯、及び新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が非課税世帯相当となった世帯(家計急変世帯)に対して給付の判定を行う。
③システムの名称	中間サーバー, 給付金台帳(エクセル)
2. 特定個人情報ファイル名	
給付金台帳(エクセル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表134の項 ・番号法別表主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第73条 ・番号法別表主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和3年/内閣府・総務省/告示第1号)第5号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課 (TEL.0866-92-8218)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総社市中央一丁目1番1号 保健福祉部 福祉課 (TEL.0866-92-8389)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当該業務の従事者にのみアクセス権限を付与している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	II 1. 対象人数	令和3年12月10日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	最新の情報に更新したことによる
令和5年3月31日	II 2. 取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	最新の情報に更新したことによる
令和6年5月27日	I 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の100の項 番号法別表第一主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第73条 番号法別表第一主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和3年/内閣府・総務省/告示第1号)第5号)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表134の項 番号法別表主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第73条 番号法別表主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和3年/内閣府・総務省/告示第1号)第5号)	事後	法改正による
令和6年5月27日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号 ・番号法別表第2の121の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	事後	法改正による
令和7年4月1日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課行政係	総務部総務課	事後	機構改革による
令和7年8月1日	IV 8. 人手を介在させる作業		新規記載	事後	様式改正による
令和7年8月1日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規記載	事後	様式改正による